**第2弾　人吉食べ飲み応援券事業概要**

**➊ 事業概要**

１．事業の実施主体　　人吉市　　　事業受託：人吉商工会議所

２．商品券の名称　　「第2弾 人吉食べ飲み応援券」

３．商品券の概要

　　（１）発行総額 　　：４，５００万円（3,000万円に50％上乗せ）

　　（２）販売額 　　：１冊＝２，０００円（額面金額：１，０００円×３枚）

　　（３）発行セット数・枚数　 ：１５，０００冊・４５，０００枚

　　（４）販売期間　　　　 ：令和３年１１月６日～令和４年１月１４日

　　　　　　　　　　　　　　　※但し、無くなり次第終了

　　（５）使用期間　　　　 ：令和４年１月３１日まで

（６）販売方法　　　　 ：指定の販売施設において対面販売

４．販売

　　（１）購入者要件：人吉市民または宿泊施設における宿泊者

　　（２）申込方法：所定の「購入申込書」に記入し現金にて支払う。

　　（３）販売価格　：１冊２，０００円

　　（４）購入限度数：人吉市民：１世帯当たり５冊まで

　　　　　　　　　　　宿泊者：１人当たり２冊まで

　　（５）返金　　　：商品券の返金は不可

**❷ 取扱店の登録**

　　（１）受付期間：令和３年１０月２０日（水）～令和４年１月１４日（金）

　　　　　　　　　　※１１月１日までの登録店はチラシに掲載します。

その後も随時受け付けます。

　　（２）受付場所：人吉商工会議所

　　（３）登録方法：Webまたは所定の「登録申請書」による申し込み

※店舗単位の登録とする。

（４）登録資格

①中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者のうち、総務省「日本標準産業分類」において飲食店又は持ち帰り・配達飲食サービス業に該当する人吉市内の事業所。ただし、次のいずれかに該当する業務を行う事業所は対象外とする。

ア）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条1項第4号

及び第5号に規定する営業を行うもの

イ）業務の内容が公序良俗に反するもの

ウ）その他、市が対象外と認めるもの

　　　　　　②新型コロナウイルス感染症対策として、認証店又は熊本県が定める「感染防止対策チェックリスト」の活用並びに当該チェックリスト及びステッカーを店頭等に掲示し、また、各団体が定める「業種別ガイドライン」に沿って感染症防止対策を徹底する事業所

　　（５）登録費：不要

**❸ 商品券の使用範囲等**

（１） 商品券は、加盟飲食店との間における特定取引においてのみ使用することができる。

（２）加盟飲食店は、券面金額の合計額＞特定取引対価の時、金銭（つり銭）の支払は行わない。

（３）転売、譲渡及び再使用は不可とする。

**❹ 商品券の換金請求**

　　（１）受付期間　　**令和３年１１月８日（月）から令和４年２月１０日（木）まで**

**※期限厳守**

　　　　　　　　　　　平日 ① 9:00～12：00 ／ ② 13：00～17：00

　　（２）受付場所　：人吉商工会議所　１階事務所

（３）請求方法　：所定の「請求書」に必要事項を記入し、商品券を添えて請求

する。

　　（４）支払い方法：口座振込

　　（５）換金手数料：無料

**❺ 取扱店の責務**

（１）加盟していることがわかるようポスター（配付物）を店頭に掲示する。

　（２）特定取引において商品券の受取を拒んではならない。

　　（３）商品券の交換、譲渡又は売買を行ってはならない。

　　（４）使用済の商品券は、ゴム印等で店名を記載し再使用をしないこと。

（５）商品券を購入して、直接換金は行わないこと。

　　（６）額面未満の使用であっても釣銭は渡さないこと

　（７）有効期間を過ぎた商品券は取扱わないこと。

　（８）偽造された商品券を発見した場合、直ちに受託者へ連絡すること。

　　（９）破損した商品券の面積が3分の2未満のものは換金できないこと。

（１０）商品券の盗難、紛失、減失又は偽造等に起因する損失に対して市は責任を

負わない。